



神奈川県

県民局次世代育成部次世代育成課

認定こども園の 認可・認定等の手引き

【法令の略称】

表 記 名	法 令 名	適用類型	
		幼保	その他
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）		
認定こども園法施行令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）		
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）		
認定こども園法施行細則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年県規則第4号）		
幼保連携型認定こども園設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）		
認定こども園設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第2号）		
幼保連携型認定こども園基準条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年県条例第52号）		
幼保連携型認定こども園基準条例施行規則	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年県規則第100号）		
幼保連携型認定こども園取扱基準	幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準		
幼保連携型認定こども園事務取扱要綱	幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱		
認定こども園条例	認定こども園の要件を定める条例（平成18年県条例第65号）		
認定こども園取扱基準	神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準		
認定こども園認定等手続き要綱	神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱		

目 次

認定こども園とは

- 1 認定こども園とは 1 頁
- 2 認定こども園の類型 1 頁

幼保連携型認定こども園について

- 1 認可までの流れ 4 頁
- 2 主な認可基準 6 頁
- 3 申請手続について 12 頁
- 4 認可内容の変更の届出について 14 頁
- 5 認可の廃止・休止について 16 頁

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園について

- 1 認定までの流れ 17 頁
- 2 主な認定基準 18 頁
- 3 申請手続について 25 頁
- 4 認定内容の変更の届出について 26 頁
- 5 認定の廃止について 26 頁

共通事項

- 1 運営状況の報告について 27 頁
- 2 情報の提供について 27 頁
- 3 名称について 28 頁
- 4 問い合わせ先 28 頁
- 法 令 編 29 頁

認定こども園とは

1. 認定こども園とは

認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設のことを言います。

保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長となっています。

また、認定こども園には、地域における子育て支援を行う機能もあり、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などの利用をすることができる施設となっています。

就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能

保育を必要とする子どもも保育を必要とする以外の子どもも受け入れて教育及び保育を一体的に提供する機能

地域における子育て支援を行う機能

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能

2. 認定こども園の類型

認定こども園には、次の4つの類型があります。

(1) 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園とは、認定こども園法第17条第1項に基づき、幼保連携型認定こども園基準条例の基準を満たす施設として、県が「認可」したものを言います。（指定都市及び中核市に所在する園については、それぞれの市が認可します。）

幼保連携型認定こども園は、教育基本法に基づく学校教育を行う「学校」とともに、児童福祉法上の「児童福祉施設（保育所）」となります。

また、設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとなっています。（株式会社等の参入は不可。平成26年3月31日に既に設置されている学校法人立以外の幼稚園については、経過措置があります。）

Point

平成26年度まで、幼保連携型認定こども園は、「幼稚園」と「保育所」両方の認可と認定こども園としての認定が必要でしたが、子ども・子育て支援新制度が導入された平成27年度からは、単一の施設として、幼保連携型認定こども園としての認可申請のみとなりました。

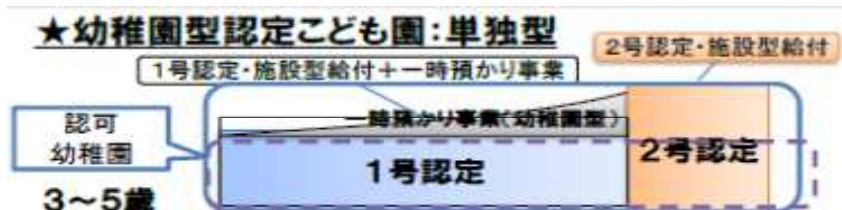
(2) 幼稚園型認定こども園

幼稚園型認定こども園とは、認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、幼稚園が幼稚園本来の機能である一日4時間を標準とした教育を行うほか、教育のための時間終了後、幼稚園等に在籍している保育を必要とする子ども（2号認定子ども）に対する保育を行うなど、認定こども園条例に定める基準を満たす園として、県が「認定」したものを言います。（権限移譲に伴い、指定都市に所在する園については、平成27年度からそれぞれの市が認定します。）

幼稚園型認定こども園の中には、次の類型があります。

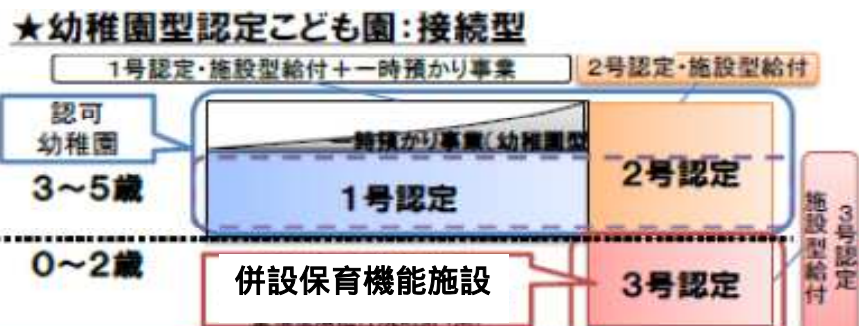
<単独型>

幼稚園において、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち、保育を必要とする子ども（2号認定子ども）に対する保育を行う施設



<接続型>

幼稚園及び保育機能施設（認可外保育施設）により構成される施設で、保育機能施設に入所していた子ども（3号認定子ども）を、引き続き幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設



児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。（以下この項について同様）

<並列型>

保育機能施設において、満3歳以上の子ども（2号認定子ども）に対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設



(3) 保育所型認定こども園

保育所型認定こども園とは、認定こども園法第3条第1項の規定に基づき、認可保育所が保育を必要とする子ども（2号・3号認定子ども）に対する保育を行うほか、保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（1号認定子ども）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、認定こども園条例に定める基準を満たす園として、県が「認定」したものをいいます。（権限移譲に伴い、指定都市に所在する園については、平成27年度からそれぞれの市が認定します。）

(4) 地方裁量型認定こども園

地方裁量型認定こども園とは、認定こども園法第3条第1項の規定に基づき、保育機能施設が、保育を必要とする子ども（2号・3号認定子ども）に対する保育を行うほか、保育を必要とする子ども以外の子ども（1号認定子ども）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う園で、認定こども園条例に定める基準を満たす園として、県が「認定」したものをいいます。（権限移譲に伴い、指定都市に所在する園については、平成27年度からそれぞれの市が認定します。）

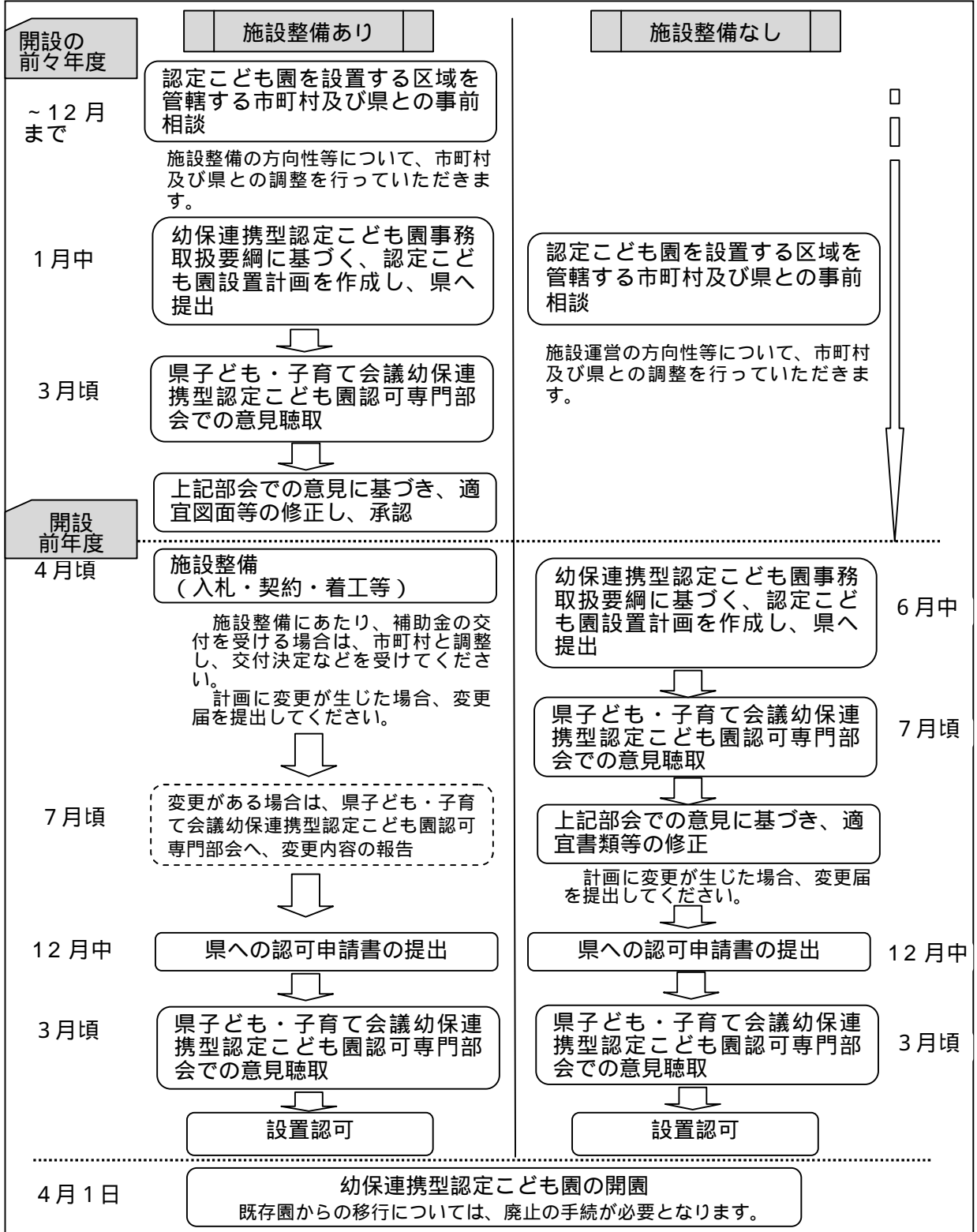
<参考>認定こども園の類型別比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

幼保連携型認定こども園について

1. 認可までの流れ

幼保連携型認定こども園の認可までの手順の流れは、次のとおりです。



(1) 事前相談

幼保連携型認定こども園では、就学前の保育を必要とする子ども（2号、3号認定子ども）と保育を必要とする子ども以外の子ども（1号認定子ども）を受入れすることになります。（2号の受入は必須となります。）

子ども・子育て支援法においては、市町村が定める教育・保育に関する需給計画を踏まえて認可することとなるため、市町村との調整が必要不可欠です。

したがって、最初に認定こども園を設置しようとする区域を管轄する市町村へご相談をお願いします。

また、市町村との相談が一定程度進んだ段階で、県へご相談ください。その際、市町村担当者の同席を求める場合もあります。

(2) 認定こども園設置計画の作成・提出

幼保連携型認定こども園の設置認可をする際は、施設整備工事等が完了し、事業開始日には園児を受け入れることが必要となります。

そのため、幼保連携型認定こども園を設置しようとする際に、県では設置計画の作成・提出を求め、提出された計画が適当であるかチェック等を行い、これを承認することとしています。

計画の作成に当たっては、職員の雇用や指導計画など、その時点では確定できない項目を除き、提出していただくこととなります。また、新規に施設を整備して認定こども園を開所しようとする場合は、工期等の関係上、遅くとも開所を予定する年度の前々年度の1月までに計画を提出してください。

なお、承認された計画に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

(3) 施設整備工事着手、補助金申請

計画が承認された後、施設整備が伴う場合については、実際の施設整備に着手します。併せて、施設整備に係る補助金を利用するときは、認定こども園を設置する区域を管轄する市町村と調整し、交付等の申請を行ってください。スケジュールの都合上、補助金の交付決定を受ける前に工事に着手しなければならない場合には事前着手届などの手続が必要となりますので、市町村と十分調整してください。

また、実際の建築にあたっては、建物の用途や建築確認までの手続など、必要な調整を所管土木事務所等と十分に行ってください。

(4) 認可申請

認可申請書及び添付書類を提出してください。基本的な内容については、承認を受けた計画の内容と同様のものですが、計画の提出の際には提出を求めていなかった書類も必要となりますので、注意してください。

(5) 子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園認可専門部会での意見聴取

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、認定こども園法第 17 条第 3 項に基づき、合議制の機関の意見を聴取することが義務付けられています。

本県では、子ども・子育て会議に幼保連携型認定こども園認可専門部会を設け、審議することとしております。

また、前述のとおり認定こども園設置計画についても、当部会において意見を聴取することとしております。

2. 主な認可基準

幼保連携型認定こども園の認可基準については、認定こども園法第 13 条第 1 項に基づき、都道府県で定めることとされております。

本県では、国が示した幼保連携型認定こども園設備運営基準に基づき、幼保連携型認定こども園の認可基準となる『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例』を平成 26 年度に制定いたしました。

この項では、そのなかの主な認可基準について、記載しております。

【主な認可基準】

(1) 学級（幼保連携型認定こども園基準条例第 7 条関係）

満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級の編制が必要であり、1 学級の人数は原則として 35 人以下としなければなりません。

なお、学級は原則としてその年度の初日の前日の年齢が同じ園児で編制します。

(2) 職員配置（幼保連携型認定こども園基準条例第 8 条関係）

(ア) 幼保連携型認定こども園には、各学級に 1 人以上の専任の保育教諭()等（主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を言います。）を配置し、学級を担任する保育教諭等には、原則として常勤職員を配置しなければなりません。

ただし、特別の事情がある場合は、担任を専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の 3 分の 1 の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができます。

保育教諭とは、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する職員を言います。

(イ) 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準は次のとおりです。（職員数は、常時 2 人以上必要）

園児の区分	職員の数
満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人
満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人

職員の必要配置数は次の算式により求めます。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (\text{満1歳未満の園児} \times 1/3) \\ &+ (\text{満1歳以上満3歳未満の園児} \times 1/6) \\ &+ (\text{満3歳以上満4歳未満の園児} \times 1/20) \\ &+ (\text{満4歳以上の園児} \times 1/30) \end{aligned}$$

はそれぞれ小数点第2位以下を切り捨て、その合計の小数点以下を四捨五入して職員数を求めます。

なお、認可・運営にあたっては、上記算式により求められた数の常勤職員を配置することが必要ですが、教育・保育の実施単位に1名以上（乳児を含む場合で必要配置数が2名以上になる場合は2名以上）常勤の教育及び保育従事者が配置されている場合、常勤の職員を配置した場合の勤務時間以上の勤務時間数とする場合においては、常勤以外の職員の勤務時間を各認定こども園の就業規則等で定められている常勤職員の勤務時間数で換算することが可能です。

(ウ) 幼保連携型認定こども園には、調理業務の全部を委託する場合を除き、調理員を配置しなければなりません。

(3) 園舎及び園庭（幼保連携型認定こども園基準条例第10条関係）

(ア) 特別の事情がある場合を除き、園舎は2階建て以下とします。

(イ) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は、1階に設置しなければなりません。次表の要件に該当する場合には2階以上に設けることができます。

	要件	2階	3階以上
a	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。		
b	保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の幼保連携型認定こども園基準条例施行規則で定める設備が1以上設けられていること。		
c	bに規定する規則で定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
d	園の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。		
e	幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。		

f	保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
g	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		
h	幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。		

要件に該当する場合も3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければなりません。ただし、3階以上の階に設けられる保育室等の上下1階の範囲内に園庭がある場合には、満3歳以上の園児の保育の用に供することができます。

(ウ) 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければなりません。ただし、次の場合にはこの限りではありません。

- a 主たる園舎のある敷地と、それ以外の敷地が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に相違がなく、園における活動上支障がないこと
- b 園児が徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置するなど、園児の安全を確保するための十分な措置を講じていること
- c 従たる敷地に園舎を設置する場合は、その面積が、主たる敷地にある園舎の2分の1を超えていないこと
- d 園としての一体的な活動が可能であること

(エ) 園舎は次の基準以上の面積が必要です。

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

表の面積に加え、満3歳未満の園児については次の面積を加えます。

- a 乳児室...1.65 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- b ほふく室...3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- c 保育室又は遊戯室...1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
なお、園舎の面積には、園庭、地下駐車場の面積等を含めることはできません。

(オ) 園舎は、建築基準法に定められた建築確認を受けたものでなければなりません。

(カ) 園庭は次のaとbを合計した以上の面積が必要です。

- a 次表の面積と、3.3 m²に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積のいずれか大きい方

学級数	面積
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) m ²
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) m ²

- b 3.3 m²に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

なお、園庭の面積には、園児が立ち入ることができない植栽部分、プール、園舎裏の狭隘な敷地等を含めることはできません。

(キ) 園庭は次の条件を満たす必要があります。

- a 園児の状況について職員が常に確認できること
- b 危険な傾斜や段差がないこと
- c 屋外であること()

四方のうち少なくとも一方向が常に開放されている等、採光、通風等の状況から屋外と同じような状況と認められるものである場合には建築基準法による床面積に含まれる部分も園庭として認められます。

また、一定の要件を満たす場合には屋上を園庭として面積に算入することが可能です。

(4) 園舎等に備えるべき設備（幼保連携型認定こども園基準条例第 11 条関係）

(ア) 園舎には次表の設備を備えなければなりません。

a	職員室	f	調理室
b	乳児室又はほふく室	g	便所
c	保育室	h	飲料水用設備
d	遊戯室	i	手洗用設備
e	保健室	j	足洗用設備

- 1 特別の事情があるときは、a と e、c と d を兼ねることができます。
- 2 b は満 2 歳未満児を入園させる場合に限り必要です。
- 3 c の数は学級数を下回ってはなりません。
- 4 満 3 歳以上児の給食を外部搬入する場合又は食事の提供を行う園児が 20 人未満の場合は f に代えて調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備（再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等）とすることができます。
- 5 h は i 及び j とは区別して備えなければなりません。

(イ) (ア)の b、c 及び d は次の面積以上が必要です。面積は、建物の「内法面積」から固定された備品等の占める面積を控除した「有効面積」で基準を満たす必要があります。

a	乳児室	1.65 m ² に満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
b	ほふく室	3.3 m ² に満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
c	保育室又は遊戯室	1.98 m ² に満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積 (遊戯室の面積は 90 m ² 以上必要)

上記について、複数設置する場合、各部屋の合計面積が基準を満たしていればよいものとします。また、a と b をひとつの部屋として運営する場合は、3.3 m²を確保することが望ましいですが、既存施設からの移行などの場合には、満 2 歳未満の園児数に 2.475 m²を乗じて得た面積でも可としています。

(ウ) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければなりません。

(5) 教育及び保育（幼保連携型認定こども園基準条例第15条関係）

幼保連携型認定こども園で行う教育及び保育は次の要件を満たさなければなりません。

- (ア) 毎学年の教育週数は、原則 39 週を下っていないこと。
- (イ) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間は、4 時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮していること。
- (ウ) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1 日につき 8 時間を原則としていること。（園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、市町村と調整の上、園長がこれを定めます。）

なお、教育又は保育を行うにあたっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ行っていただく必要があります。（認定こども園法第6条）

(6) 子育て支援事業（幼保連携型認定こども園基準条例第16条関係）

幼保連携型認定こども園では、子育て支援事業として次表に掲げるもののうち、第4号に掲げる事業以外の事業の少なくとも1つ以上を実施しなければなりません。また、実施する子育て支援事業の計画を策定しなければなりません。

	子育て支援事業	要件	事業例
第1号に掲げる事業	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	1週間につき3日以上実施すること。 原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
第2号に掲げる事業	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。 原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
第3号に掲げる事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）

第4号に掲げる事業	地域の子どもを養育に 関する援助を受けること を希望する保護者として 当該援助を行うことを 希望する民間の団体又は 個人との連絡及び調整 を行う事業		左記の事業として知事が 認めたもの（以下、 既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点 事業（内閣府・地域 子ども・子育て支援 事業）のうち左記に 該当するもの
第5号に掲げる事業	地域の子どもを養育に 関する援助を行う民間 の団体又は個人に対す る必要な情報の提供及 び助言を行う事業		左記の事業として知事が 認めたもの（以下、 既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点 事業（内閣府・地域 子ども・子育て支援 事業）のうち左記に 該当する事業

（幼保連携型認定こども園取扱基準第14条関係）

(7) 食事

- (ア) 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする園児に給食を提供するときは、自園調理が原則です。
- (イ) ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上の園児の食事を外部搬入により行うことができます。
- a 園児に対する食事の提供の責任が当該園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - b 園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - c 園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。
 - d 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - e 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画に基づき給食を提供するよう努めること。

(8) 移行の特例

改正された認定こども園法の施行日（平成27年4月1日）前日に、幼稚園や保育所を設置している者が、同一の所在場所で、現行の施設を使用して幼保連携型認定こども園になる場合には、園舎や保育室の面積、園庭の面積などについては、特例が設けられています。内容については、法令編（P68など）をご覧ください。

3. 申請手続について

(1) 提出書類について

幼保連携型認定こども園の設置計画の提出、設置認可の申請を行うにあたっては、認定こども園法施行細則及び幼保連携型認定こども園事務取扱要綱に規定された様式を使用し、必要な添付書類を付して行う必要があります。

【計画提出時】

(...様式等あり)

提出する書類	
1 幼保連携型認定こども園の設置計画書()	15 管理運営に係る計画案()
2 設置趣意書()	16 事業開始後保育年限分の収支予算書
3 位置図	17 設置者の財務諸表
4 案内図	18 設置及び運営に関する資金計画書
5 建物の配置図	19 借入金の返済計画
6 全園地及び園庭の土地の求積図	20 土地及び建物の登記事項証明書
7 建物の平面図	21 公図の写し
8 建物の立面図	22 土地売買(予約)契約書の写し
9 園則案()	23 土地賃貸借(予約)契約書の写し
10 運営規程案	24 建物賃貸借(予約)契約書の写し
11 学級編制表()	25 売買又は賃借に係る承諾書()
12 職員組織表()	26 寄附申出書の写し
13 教育及び保育の内容に関する概要()	27 建築基準法に基づく確認済証、検査済証
14 子育て支援事業実施計画案()	

17～19、22以降は該当する場合のみ
(詳細は、幼保連携型認定こども園事務取扱要綱別表第一に記載)

【認可申請時】

(...必須、 ...該当する場合、 ...様式等あり)

項目	書類名	
	幼保連携型認定こども園設置認可申請書(第5号様式)()	
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	建物の配置図	
	土地の求積図	
	建物の平面図	
	建物の立面図	
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程	園則()	
	運営規程	
経費の見積り及び維持方法	事業開始後保育年限分の収支予算書	

施設概要書	施設概要書()	
園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類	登記事項証明書	
	土地売買契約書の写し	
	土地賃貸借契約書の写し	
	寄附申出書の写し	
	建物賃貸借契約書の写し	
園具及び教具の明細表	園具及び教具の明細表()	
職員組織表	職員組織表()	
職員名簿	職員名簿()	
学級編制表	学級編制表()	
設置者の履歴書	設置者の履歴書(置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書)	
設置者が法第 17 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書類	設置者が法第 17 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書類()	
園長の就任承諾書	園長の就任承諾書()	
園長の履歴書	園長の履歴書	
園長が法第 26 条において準用する学校教育法第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類	園長が法第 26 条において準用する学校教育法第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類()	
議決機関の議事録の写し	議決機関の議事録の写し	
園長の資格を証する書類	教職員免許法による教諭の専任免許状又は第一種免許状の写し	
	保育士登録証の写し	
	園長の資格と同等の資質を有すると証明する書類	
その他知事が必要と認める書類	法人の寄付行為、定款等	
	位置図	
	案内図	
	建築基準法に基づく検査済証の写し	
	特定給食施設の届出済である証明	
	消防用設備等検査済証の写し	
	園則、運営規程以外の認定こども園の運営に関する規定	
	子育て支援事業実施計画書()	
	職員研修実施計画書	
	管理運営計画書()	
	調理業務委託契約書	
	外部搬入実施計画書()	
	教育職員免許状又は保育士登録証の写し	

【変更届の提出が必要となる事項】

次に掲げる事項について変更が生じた場合には、あらかじめ（概ね変更する1ヶ月前）、認定こども園法施行細則に定める「幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届（第6号様式）」又は「園長選任届（第9号様式）」を提出することが必要です。

届出を要する変更事項	添付書類
幼保連携型認定こども園の目的	・変更の内容のわかる書類
施設の名称及び所在地	・変更の内容のわかる書類
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	・変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類） ・変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類（確認済証等含む。） ・変更後の園地、園舎その他設備の図面（公図含む。） ・変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類（登記簿謄本等）
園則	・変更後の園則 ・変更箇所の新旧対照表
教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	・教育及び保育の内容に関する計画書
保護者に対する子育て支援の内容に関する事業	・子育て支援事業計画
利用定員	・定員及び収容状況表 ・職員名簿
職員配置	・定員及び収容状況表 ・職員名簿
学級数	・定員及び収容状況表 ・職員名簿
保育料その他の費用徴収に関する事項（利用者負担、特定負担額、実費徴収等）	
その他	・変更の内容のわかる書類
経費の見積り及び維持方法を変更する場合	・変更後の経費の見積り及び維持方法に関する書類
園長	・園長の履歴書 ・園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類 ・園長の資格を証する書類

設置者が法人の場合、すべての変更事項について議事録の添付が必要です。

（認定こども園法施行細則第2条関係）

5 . 認可の廃止・休止について

幼保連携型認定こども園が平成 27 年度より認可施設となったことから、認定こども園法第 17 条に廃止・休止に関する規定が設けられました。

幼保連携型認定こども園の廃止・休止については、都道府県の認可事項となり、設置認可や設置者の変更認可と同様、合議制の機関での意見聴取が義務付けられています。

幼保連携型認定こども園の廃止・休止にあたっては、次の事項を記載した認定こども園法施行細則に定める「幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第 7 号様式）」を提出すること（廃止・休止する 3 ヶ月前）が必要となります。

記 載 事 項	
1 名称	4 職員の処置方法 （廃止後の職員の行き先等）
2 廃止（休止）の理由	5 廃止の期日又は休止の予定期間
3 園児の処置方法 （廃止後の園児の行き先等）	6 財産の処分（廃止時のみ）

設置者が法人の場合、議事録の添付が必要です。

（認定こども園法施行細則第 2 条関係）

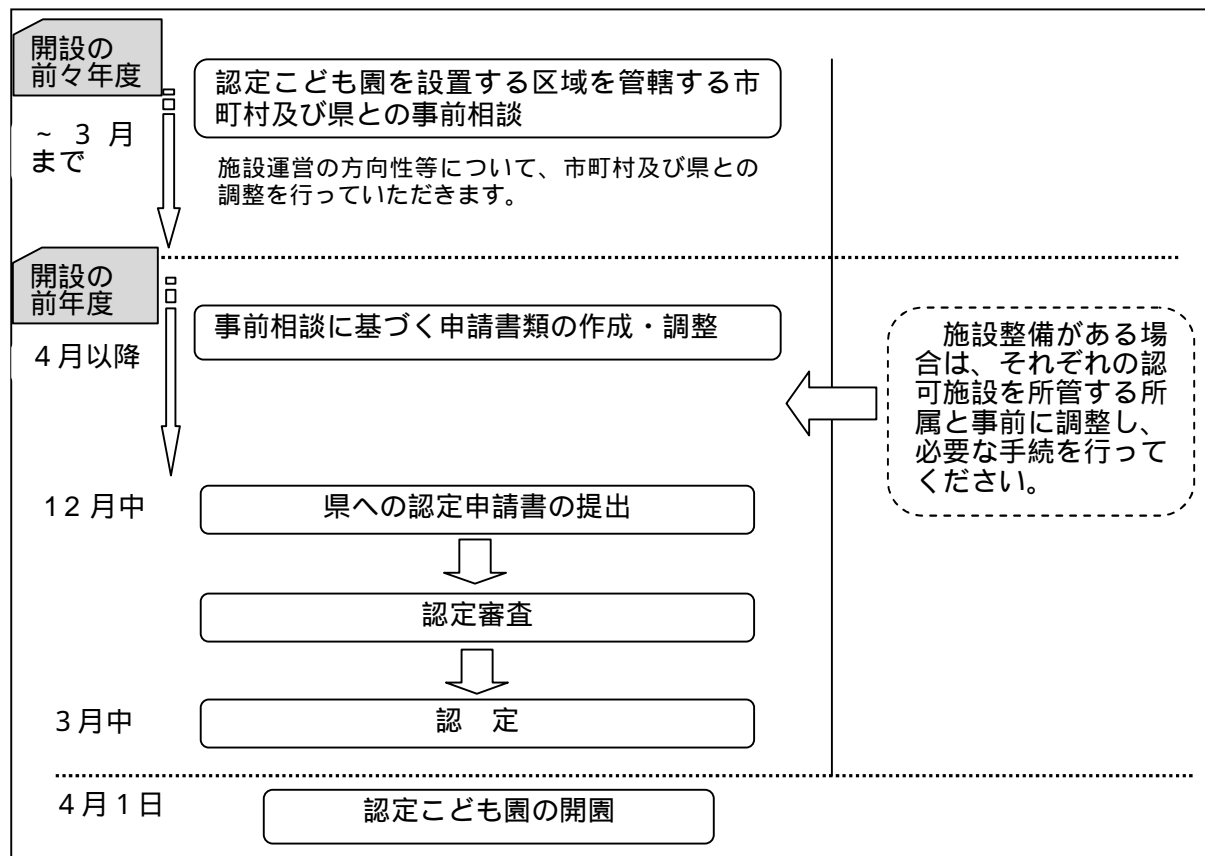
なお、廃止・休止についても、前述のとおり県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園認可専門部会において意見聴取が必要となりますので、早めにご相談ください。

（7 月と 3 月の年 2 回開催予定）

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園について

1. 認定までの流れ

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園の認定までの手順の流れは、次のとおりです。



(1) 事前相談

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園は、就学前の保育を必要とする子ども（2号、3号認定子ども）と保育を必要とする子ども以外の子ども（1号認定子ども）を受入れることとなります。子ども・子育て支援法においては、市町村が定める教育・保育に関する需給計画を踏まえて認定することになるため、市町村との調整が必要不可欠です。

したがって、最初に認定こども園を設置しようとする区域を管轄する市町村へご相談をお願いします。

また、市町村との相談が一定程度進んだ段階で、県へご相談ください。その際、市町村担当者の同席を求める場合もあります。

(2) 認定申請書の作成・提出

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園については、新たな認可が必要となる幼保連携型認定こども園と異なるため、設置計画書の提出等は必要ありませんので、認定申請書及び添付書類を作成し、提出してください。

教育課程や指導計画等については、作成に時間がかかることから、早めに作成をし、県と事前調整してください。

施設整備等がある場合

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園については、施設整備が予定されている場合は、認可施設を所管する所属との調整が必要となりますので、早めにご相談ください。

また、施設整備に係る補助金を利用するときは、認定こども園を設置する区域を管轄する市町村と調整し、交付等の申請を行ってください。スケジュールの都合上、補助金の交付決定を受ける前に工事に着手しなければならない場合には事前着手届などの手続が必要となりますので、市町村と十分調整してください。

2. 主な認定基準

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園の認定基準については、認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づき、都道府県で定めることとされております。

本県では、国が示した認定こども園設備運営基準に基づき、幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園の認定基準となる『認定こども園の要件を定める条例』を制定しています。

この項では、そのなかの主な認定基準について、記載しております。

【主な認定基準】

(1) 学級（認定こども園条例第2条第4号関係）

1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもに共通する4時間程度の利用時間について、1学級当たり35人以下の学級を編制することが必要です。

(2) 職員配置（認定こども園条例第2条第4号関係）

必要となる教育又は保育に従事する職員の数は次のとおりです。（職員数は、常時2人以上必要）

園児の区分	職員の数
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人

満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
----------	--------------

また、前述の基準により編制された各学級に少なくとも1人の学級担任の配置が必要となります。

なお、職員の必要配置数は次の算式により求めます。

<p>必要配置数 = (満1歳未満の園児 × 1 / 3) + (満1歳以上満3歳未満の園児 × 1 / 6) + (満3歳以上満4歳未満の園児 × 1 / 20) + (満4歳以上の園児 × 1 / 30)</p> <p>はそれぞれ小数点第2位以下を切り捨て、その合計の小数点以下を四捨五入して職員数を求めます。</p>
--

(3) 職員資格（認定こども園条例第2条第5号関係）

配置する職員については、その職務によって必要となる資格が設けられています。

職 務	資 格		
満3歳未満の子どもの保育に従事する職員	保育士資格		
満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員	幼稚園教諭免許状又は保育士資格	学級担任	原則幼稚園教諭免許状
		保育に従事する職員(教育時間以外)	原則として保育士資格

ただし、上記の資格要件については、次のような特例が設けられています。

類 型	条 件	必要要件	割 合
保育所型又は地方裁量型	学級担任に幼稚園教諭免許状を有する者を配置することが困難であるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有する。 ・児童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上ある。 ・意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる 	学級担任数の3分の1を超えない範囲
幼稚園型又は地方裁量型	満3歳以上の保育従事する職員(教育時間以外)に、保育士資格を有する者を配置することが困難であるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭免許状を有する。 ・幼稚園における教育の実務経験等が1年以上ある。 ・意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる 	2号認定子どもの保育に従事する者の数の3分の2を超えない範囲

(認定こども園取扱基準第3条関係)

(4) 建物及び屋外遊戯場（認定こども園条例第2条第6号関係）

建物及び屋外遊戯場の基準については、次のとおりとなります。

- (ア) 建物の面積は、次の表に掲げる面積以上であることを要します。（満3歳未満の保育の用に供する保育室等その他の施設設備の面積を除く。）

学 級 数	面 積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

ただし、既存施設()で、保育所型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合には、(5)(ア)本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、(5)(ア)本文及び(イ)）の基準を満たすときは、この基準を満たすことを要しません。

設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育所等を言います。（以下この章について同様）

なお、建物等の2階以上に保育室を設置する場合、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」を満たすことが必要です。

- (イ) 幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園には、屋外遊戯場が設けられていることを要します。屋外遊戯場の面積については、及びの要件を満たさなければなりません。

満2歳以上の子ども1人につき3.3 m²であること。

次の表に掲げる面積に、満2歳以上で満3歳未満の子どもについてにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面 積
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) m ²
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) m ²

ただし、既存施設が保育所型又は地方裁量型認定こども園として認定を受ける場合、を満たすときはを満たすことを要しません。

また、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型認定こども園として認定を受ける場合、を満たすときはを満たすことを要しません。

- (ウ) 屋外遊戯場は、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内になければなりません。ただし、保育所型又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、次に掲げる基準に適合する場所を確保できるときは、この限りではありません。

当該屋外遊戯場の形状、設備等に危険性がなく、子どもが安全に利用できる場所であること。

共通利用時間において、日常的に利用が可能な場所であること。

子どもに対する教育又は保育の適切な提供が可能であること。
 当該認定こども園から乳幼児同伴で徒歩 10 分程度の距離にあること。
 (イ)の面積基準に適合すること。

(5) 保育室、遊戯室等の面積（認定こども園条例第2条第6号関係）

保育室、遊戯室等の基準については、次のとおりとなります。

(ア) 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき 1.98 m²以上が必要となります。ただし、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、その建物の面積（満3歳未満の保育の用に供する保育室等その他の施設設備の面積を除く。）が(4)(ア)本文に掲げる基準に適合するときは、この限りではありません。

(イ) 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合する乳児室又はほふく室を設けていることを要します。

設 備	面 積
乳児室	1.65 m ² に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
ほふく室	3.3 m ² に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の面積は、満2歳未満の子ども1人につき 2.475 m²以上であること。

乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除した「有効面積」が基準を満たしていることが必要となります。

なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができます。

(6) その他の設備（認定こども園条例第2条第6号関係）

(ア) 調理室を備える必要があります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、調理室を設けることを要しません。

幼稚園型認定こども園において 20 人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているとき。

満3歳以上の子どものみを対象とする場合、次の a から e の要件を満たし、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。

a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。

- b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。
- c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができる、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。
- d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。
- e 必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えていること。

(イ) 必要な数の便所を置く必要があります。また、便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画され、かつ子どもが安全に使用できるものであることが必要となります。

(7) 教育及び保育（認定子ども園条例第2条第7号関係）

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定子ども園で行う教育・保育については、次の要件を満たさなければなりません。

- (ア) 教育又は保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。
- (イ) 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。
- (ウ) 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定子ども園に固有の事情に配慮したものであること。
- (エ) 教育又は保育の計画及び指導計画を作成し、教育又は保育を適切に実施することができること。
- (オ) 施設設備、教材等について、子どもの年齢、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。
- (カ) 小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）における教育との連携が図られること。

なお、実際の教育又は保育を行うにあたっては、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の内容を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施する必要があります。（認定子ども園設備運営基準や、認定子ども園取扱基準に、配慮事項等が記載されていますので、必ずご一読ください。）

(8) 子育て支援事業（認定子ども園条例第2条第9号関係）

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定子ども園においても、子育て支援事業として次表に掲げるもののうち、第4号に掲げる事業以外の事業の少なくとも1つ以上を実施しなければなりません。

また、実施する子育て支援事業の計画を策定しなければなりません。

	子育て支援事業	要件	事業例
第1号に掲げる事業	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	1週間につき3日以上実施すること。原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。利用を希望するとき利用することができる体制が確保されていること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
第2号に掲げる事業	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するとき利用できる体制が確保されていること）。原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
第3号に掲げる事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定子ども園又はその家庭において保育を行う事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するとき利用できる体制が確保されていること）。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）
第4号に掲げる事業	地域の子どもを養育に際しての援助を受けることを希望する保護者等と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの
第5号に掲げる事業	地域の子どもを養育に際しての援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業

(9) 食事（認定こども園条例第2条第10号関係）

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園において、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、外部搬入により行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たすことを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければなりません。

子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

なお、認定こども園を構成する幼稚園に在籍する子どもの保護者の希望がある場合、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができます。

(10) 管理及び運営（認定こども園条例第2条第10号関係）

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園の管理及び運営については、次に掲げる基準などを満たす必要があります。

(ア) 次の各号に掲げる要件のうち一以上を満たす認定こども園の長を一人置くこと。

学校教育法施行規則第20条、第21条又は第22条に規定する校長の資格を有する者

児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者

(イ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則としていること。（園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、市町村と調整の上、園長がこれを定めます。）

(ウ) 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭など、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、地方公共団体との連携を図

り、こうした子どもの受入れに適切に配慮していること。

(エ) 法令等に基づく施設設備等の安全にかかる点検等を年1回以上実施し特段の不備のないこと。

(オ) 子どもの健康診断を年に1回以上実施すること。

3. 申請手続について

(1) 提出書類について

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園の認定申請を行うにあたっては、認定こども園認定等手続き要綱に規定された様式を使用し、必要な添付書類を付して行う必要があります。(認定こども園認定等手続き要綱第2条関係)

	添 付 書 類	認定の申請
職員配置 職員資格	職員名簿	()
	教員免許状又は保育士登録証の写し	
施設設備	定員及び収容状況表	()
	勤務表	
	施設概要書	()
教育又は保 育	図面(案内図、配置図、土地(全敷地・屋外遊戯場)の求積図、建物(各階)の平面図、建物の立面図)	
	登記簿謄本(土地・建物)	
	公図写し	
	検査済証又は確認済証	
	土地売買契約書、工事請負契約書等	
	教育及び保育の内容に関する計画書	()
資質向上	指導計画、保育計画、活動計画、1日の流れ(デイリープログラム)等	
	研修実施計画書	
子育て支援	子育て支援事業計画書	()
管理運営	認定こども園の長の履歴書及び資格を証する書類	
	管理運営に係る計画書	()
	選考基準	
	調理業務委託契約書	
	外部搬入実施計画書	()
その他	食育に係る計画書	
	事業開始後2か年の収支予算書	
	設置者の履歴書又は沿革	
	議事録(法人の場合)	
	その他知事が必要と認める書類	

(...必須、 ...必要により添付する書類、 ...保育機能施設において添付する書類 ...様式等あり)

(2) 提出時期

認定申請書については、開設する年の前年度の12月に提出していただきます。

4．認定内容の変更の届出について

幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園の認定内容について、変更が生じた場合には、あらかじめ認定こども園認定等手続き要綱に定める変更届の提出が必要となります。（認定こども園としての変更届とは別に、幼稚園・認可保育所としての変更手続きも併せて行う必要があります。）

届出を要する変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・変更の内容のわかる書類
施設の名称及び所在地	・変更の内容のわかる書類
保育を必要とする子どもの利用定員	・定員及び収容状況表
保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員	・職員名簿
教育又は保育の概要	
教育又は保育の目標及び主な内容	・教育及び保育の内容に関する計画書
認定こども園が実施する子育て支援事業	・子育て支援事業計画書
園児の1日の活動内容	
利用者負担	
施設の概要	
職員配置	・定員及び収容状況表 ・職員名簿
施設設備等の概要	・施設概要書 ・図面、登記簿謄本、確認済証、公図写し、契約書等変更の内容のわかる書類
学級数	・定員及び収容状況表 ・職員名簿
幼稚園、保育所又は保育機能施設の別	・認可書等変更の内容のわかる書類
認定こども園の名称	
認定こども園の長となるべき者の氏名	・履歴書及び資格を証する書類
開園日数及び開園時間	

5．認定の廃止について

認定こども園の設置者が認定こども園を廃止しようとするときは、認定こども園認定等手続き要綱に定める「認定こども園に係る廃止届」（第10号様式）により、廃止しようとする3ヶ月前までに届け出なければなりません。

なお、廃止の際は、あらかじめ施設の所在する市町村と調整を行ってください。

共 通 事 項

1 . 運営状況の報告について

認定こども園法第 30 条第 1 項では、認定こども園の設置者は、毎年運営状況を、都道府県知事に報告しなければならないこととなっております。

本県では、幼保連携型認定こども園については、認定こども園法施行細則第 4 条で、幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園については、認定こども園認定等手続き要綱第 5 条で、6 月 30 日までに報告していただくこととしております。

報告の際に添付する資料としては、次のとおりとなります。

	添 付 書 類	幼保連携型	幼稚園型 保育所型 地方裁量型
職員配置 職員資格	職員名簿	()	()
	教員免許状又は保育士登録証の写し		
	定員及び収容状況表	()	()
	勤務表		
教育又は 保育	教育及び保育の実績報告書		
	教育及び保育の内容に関する全体的な計画		
資質向上	研修実績報告書		
子育て支援	子育て支援事業実績報告書	()	()
管理運営	管理運営に係る実績報告書	()	()
	選考基準		
	調理業務委託契約書		
	外部搬入実績報告書	()	()
	食育に係る計画書		
その他	その他知事が必要と認める書類		

(...添付する書類、 ...必要により添付する書類、 ...様式等あり)

2 . 情報の提供について

認定こども園法第 28 条では、都道府県知事は、認定こども園の提供するサービスを利用しようとする者に対して、認定こども園法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項及び教育保育概要について周知を図るものとしています。

本県では、インターネットにより情報を提供いたしますので、各園におかれましても、インターネット、印刷物等で周知をお願いいたします。

3. 名称について

名称については、認定こども園法第31条において、認定こども園でないものについて、認定こども園（幼保連携型認定こども園）又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないとされています。

また、認定こども園法の施行日（平成27年4月1日）において、現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を使用している者が、その幼稚園を廃止して、幼保連携型認定こども園を設置した場合には、引き続き幼保連携型認定こども園の名称中に幼稚園という文字を用いることができるという特例が設けられています。（認定こども園法附則第7条）

4. 問い合わせ先

認定こども園の認可・認定申請については、施設の所在する市町村により、認可・認定申請を行う市町村が異なります。

【幼保連携型認定こども園】

施設所在地	認可申請先	電話番号
政令市・中核市以外の県内市町村	県民局次世代育成部次世代育成課	045-210-4687
横浜市	こども青少年局こども施設整備課	045-671-4146
川崎市	こども本部幼児教育担当	044-200-3179
相模原市	健康福祉局こども育成部保育課	042-769-8341
横須賀市	こども育成部こども施設指導監査課	046-822-8223

【幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園】

施設所在地	認定申請先	電話番号
政令市以外の県内市町村（横須賀市含む）	県民局次世代育成部次世代育成課	045-210-4687
横浜市	こども青少年局こども施設整備課	045-671-4146
川崎市	こども本部幼児教育担当	044-200-3179
相模原市	健康福祉局こども育成部保育課	042-769-8341

なお、幼稚園型、保育所型認定こども園については、それぞれの認可を基に認定を行いますので、私立幼稚園については、神奈川県県民局次世代育成部私学振興課へ、保育所については、それぞれ県・政令市・中核市に併せてご相談ください。